

平成 30 年度第 1 回 青森市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

平成 30 年 12 月 21 日（金）10 時 30 分から 11 時 20 分

2 開催場所

青森市中央市民センター 3 階 大会議室
（青森市松原 1 丁目 6 番 15 号）

3 出席者

<青森市都市計画審議会委員>

一戸 善正 委員、奥谷 進 委員、香取 薫 委員、軽米 智雅子 委員、
川村 宏行 委員、木下 靖 委員、後藤 厚子 委員、鈴木 泰雄 委員、
竹内 慎司 委員、福士 修身 委員、万徳 なお子 委員

<事務局及び関係職員>

都 市 整 備 部 : 部長 大櫛 寛之、理事 長井 道隆、次長 岡山 幸司
都 市 政 策 課 : 課長 坂牛 裕、副参事 遠嶋 祥剛
主幹 田中 大雄、主査 片岸 道悟
主事 北山 賢臣、主事 今 芳樹

4 欠席者

<青森市都市計画審議会委員>

小豆畑 緑 委員、大矢 保 委員、葛西 崇 委員、工藤 真人 委員、
渋谷 勲 委員、杉山 克己 委員、森内 之保留 委員

5 会議に付した議題

意見照会案件

意見照会第 1 号 青森都市計画区域区分の変更

意見照会第 2 号 青森都市計画臨港地区の変更

諮問案件

諮問 第 1 号 青森都市計画用途地域の変更

諮問 第 2 号 青森都市計画特別用途地区の変更

諮問 第 3 号 青森都市計画防火地域及び準防火地域の変更

その他

報告事項 1 青森都市計画地区計画の変更について

報告事項 2 (仮称) 青森市都市計画マスタープランの策定について

6 議事の要旨

<p>担当課</p>	<p>意見照会第1号 青森都市計画区域区分の変更 意見照会第2号 青森都市計画臨港地区の変更 諮問第1号 青森都市計画用途地域の変更 諮問第2号 青森都市計画特別用途地区の変更 諮問第3号 青森都市計画防火地域及び準防火地域の変更 配付資料に基づき説明。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>只今説明のあった意見照会第1号から第2号及び諮問第1号から第3号について、質問を承る。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、浜町緑地の用途についてお聞きするが、具体的に雪をその場所に堆積させるものなのか、あるいは施設内で溶かしてしまうものなのか、どちらなのか。 それから親水空間ということだが、つりなどは可能なのか。具体的にどういった親水の用途を考えているのか。</p>
<p>担当課</p>	<p>通常、除排雪事業においては、排雪した雪をダンプで運び、海に投棄しており、これまでは、雪の中に混じっていたごみや、泥なども一緒に、海面に投棄されている状況にあったが、今回の施設は、施設内に水中ネットを設置することにより、ごみなどは施設外に流出することなく、雪は自然に溶けていく形になる。 なお、春になってから、ごみなどは回収して、処分されることになっている。 また、夏場については親水の緑地空間として使用されるという事で、例えば、試験的に、つりなども行えるような取組をされていると県から伺っている。</p>
<p>委員</p>	<p>先程、都市計画の用途地域についての説明があった。 その中で、現在は、用途地域の種別が13種類であると伺ったが、私の記憶では12種であったかと思う。一つ増えた用途地域はどのような地域なのか。 それから防火地域及び準防火地域の指定だが、指定に当たっての基準をお尋ねしたい。</p>
<p>担当課</p>	<p>まず1点目の用途地域の件だが、今年の法改正において、田園住居地域という用途地域が新たに創設されており、法律上は13種類の用途地域が存在する形になっている。 ただし、青森市としては田園住居地域の指定をした地区はないので、青森市内においては、12種類の用途地域が指定されている状況となっている。 2点目の、防火地域及び準防火地域に指定についてだが、青森駅周辺を中心部は防火地域に指定されていて、防火地域に隣接する地域が準防火地域に指定されているという形になっている。 なお、今回の新中央ふ頭地区については、周辺との一体的な防災機能の観点から、準防火地域に指定している状況である。</p>
<p>委員</p>	<p>防火地域、準防火地域の指定基準について、青森駅周辺が防火地域であり、防火地域に隣接する地域が準防火地域に指定されているという事だが、</p>

	<p>たしか桜川 2 丁目地区において防火地域か準防火地域が指定されていたと記憶している。</p> <p>準防火地域等に指定されると、窓ガラスであるとか、そういったものが耐火構造でなければならないなどの制約が出てくる。</p> <p>桜川 2 丁目地区については、商店街のエリアとその周辺の住宅街では、特段大きな違いはないものと思うのだが、準防火地域等に指定されている理由を教えてください。</p>
担当課	<p>準防火地域の指定については、青森駅周辺の商業地域のほか、郊外地域においても、近隣商業地域の指定をしている地区について、併せて準防火地域の指定を行っており、近隣商業地域において建築可能な建物の用途などを考慮した形となっている。</p> <p>桜川 2 丁目地区については、既存商店街があるエリアを近隣商業地域に指定している状況である。</p>
委員	<p>既存商店街のエリアを準防火地域に指定しているとのことだが、大通りに面した既存商店街については、準防火地域に指定されているのは理解できるのだが、大通りに直接面していない住宅地も準防火地域に指定されているのは、どのような基準に基づくものなのか。</p>
担当課	<p>指定の考え方だが、正面の桜川通りから 25m のエリア内は一体として準防火地域に指定しているので、大通りに面した商店街のほか、少し奥にある住宅地も若干、近隣商業地域及び準防火地域の区域に入っているという形になっている。</p>
委員	<p>用途地域の指定に関しては、その状況に応じて見直しを図られると思うが、例えば市内の防火地域及び準防火地域の指定に関して、これまで見直し等がなされた経緯はあるのか。</p>
担当課	<p>都市計画においては概ね 5 年に一度、人口や土地利用の状況を踏まえ、必要に応じて見直していくという大きな枠組みがある。</p> <p>防火地域及び準防火地域の指定等は、これまで適宜、都市計画の変更を行ってきている。</p>
委員	<p>資料中の新中央ふ頭について、今黄色い三角形の部分が、市街化区域から解除ということだが、具体的に、ここはどういう状態になっているのか。</p>
担当課	<p>海である。</p>
委員	<p>浜町緑地地区だが、具体的にどのような施設となっているのか。</p> <p>緑地ということだが、海に雪を捨てる場所ということであれば、コンクリートのたたきを打っているのか、あるいは、樹木が生えているなど緑地の状態になっているのか。具体的に聞かせてほしい。</p>
担当課	<p>現状は、海中への投棄場所はコンクリートで整備しているかと思う。</p> <p>将来的には、浸水空間ということもあるので、緑地のような整備も考えていると県の方から伺っている。</p>

委員	<p>投雪場になっているところについては、ネット等を張って、その汚染物質とかを除去するという話だった。</p> <p>県の方で対応されるのかもしれないが、具体的に水質調査や、どのような形で除去するとかに関して把握しているのか。</p> <p>それからもう1つ、投雪にあたっては、よくニュースなどでは危険も伴って、トラックが落ちたりする事例などを、何度か耳にするが、安全性に対する配慮というところに関して、説明してほしい。</p>
担当課	<p>図面を見て頂きたいが、赤色で示しているところが、いわゆる緑地になっていて、向かいの海側の堤防になっている部分から、雪を捨てるという構造になっている。</p> <p>雪を捨てる際には、業務委託で発注しているが、誘導員等をつけて、安全に雪が投棄できるよう、国と県と市が合同で費用を出し合っている。</p> <p>先程も説明させて頂いたが、基本的にはゴミが施設外に流出しないようにネットを張っている。</p> <p>夏場には、最終的に湾内に残ったゴミを、全部拾い上げて、それを処分することとしている。</p> <p>また、水質調査についても、年にたしか一度だったと思うが、調査させてもらっているはずである。</p> <p>今回の値についても、汚染は確認できないという状況になっていたと思っている。</p>
議長 (会長)	<p>意見紹介第1号及び第2号についての意見の取りまとめについて、当審議会としては、この変更案の内容に意見はないものと判断するので、その旨を市長に報告願う。</p>
議長 (会長)	<p>次に、諮問第1号から第3号について、お諮りする。 異議ないか。</p>
委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長 (会長)	<p>異議がないようなので、諮問第1号から第3号は、異議ないものとして市長に答申することとする。</p>
担当課	<p>報告事項1 青森都市計画地区計画の変更について 配付資料に基づき説明。</p>
議長 (会長)	<p>只今の報告事項1について、質問を承る。</p>
委員	<p>田園住居地域について、農業の利便という話があったが、もう少し具体的に説明してほしい。</p>
担当課	<p>もともと、青森市内では想定はしていないが、例えば、大都市の郊外部など、低層住宅街に農地が点在しているようなエリアでは、農家レストランなどをやりたいときに、低層住居専用地域では、店舗等の制限があるという実情もあり、低層住居専用地域に建築可能な建物に加えて、農業に関連した施設が建てられるような緩和措置として、新しく設けられたと用途</p>

	地域であると伺っている。 必要性があれば、青森市内でも検討することになるかと思う。
委員	必要性があれば、その時に考えるという事であったので、結構だ。 あと、都市計画道路の変更に伴い地区計画を変更するということだが、都市計画道路 3・5・9 号が廃止になった時期というのはいつ頃なのか。
担当課	少し以前になるが、平成 23 年 8 月に都市計画を変更し、廃止した都市計画道路になっている。
委員	青森市の都市計画図を確認したところ、都市計画道路 3・5・9 号が既に無かったもので質問した。 今回の地区計画の変更は、最近の都市計画道路の廃止に伴うものかと思ったのだが、タイムラグが生じているのは何故か。
担当課	本来であれば、都市計画道路の廃止時に、一緒に変更すべき事案であったところを、今回、地区計画の文言を修正するという事で、全体的に見直しを行ったところ、修正すべきと事項として確認できたため、今回変更させて頂いたところである。
委員	了解した。
議長 (会長)	そのほか、質問、意見がないようなので、青森都市計画地区計画の変更については、法改正に伴い、条ずれが生じた条項等を整理するものであるとのことだったので、変更手続きを進めて頂ければと思う。
担当課	報告事項 2 (仮称) 青森市都市計画マスタープランの策定について 配付資料に基づき説明。
議長 (会長)	只今の報告事項 2 について、質問を承る。
委員	昨年度に開催された都市計画審議会の際には、立地適正化計画は、まだ素案という形で説明頂いたと承知している。 その中で、質問させて頂いたのだが、これから地域づくりの基本的な方向性としては、市民協働を重視するということであり、重点として挙げられていると思う。 今回のこのマスタープランに関しても、平成 30 年度から検討を始められたという事で、随時その内容を市議会の方にも共有しながら進めていかれるものと考えてはいるが、夏の時点で、公募型のプロポーザルを実施し、受託される事業者を選定されて、既に、調査その他を始められていると思うのだが、今回は策定状況の報告ということで、今後、別途、本審議会において、意見聴取の機会があると理解してよいのか。 2 点目は、これから有識者会議の方の意見や市民の意見を聴取するという事を明示されているが、昨年度の都市計画審議会に報告のあった立地適正化計画に関するパブリックコメントや、その後の市民意見の反映状況を青森市ホームページより確認してみたのだが、立地適正化計画は、17 件のパブリックコメントがあつて、市の方で計画に反映するなどの対応をさ

	<p>れていると思うが、それ以外の地域公共交通網形成計画、あるいは住生活基本計画に関しては、パブリックコメントを行った時期が1月上旬から2月上旬までの、お正月休み期間を含む1ヵ月ということもあり、意見なしという結果となっていた。</p> <p>こういったことを踏まえ、市民の方からどのような形で意見を徴収して計画に反映されようとされているのか、聞かせて頂きたい。</p>
担当課	<p>都市計画マスタープランについては、既に委託をする業者が決まって、具体的な作業の方を、現在、進めさせて頂いているという形になっている。</p> <p>今は、まだ始まったばかりだが検討の状況に応じて、適宜、当審議会の方に、内容をお示しして、ご意見などを頂ければと思っている。</p> <p>また、それとは別に、市民の方々のご意見を少しでも聴取するという事で、現在、アンケートの方を市民の方に無作為でお送りして、御意見を伺っているほか、年明けになると、ワークショップを実施することとしているなど、様々な形で、ご意見をお伺いしながら、計画の中に反映させて頂きたいと考えている。</p> <p>当審議会の方には、適宜、ご報告して参りたいと思うので、今回は、計画の具体的な内容はお示ししてはいないものの、次回以降よろしくお願ひ申し上げます。</p>
委員	<p>最後に1点だけ。</p> <p>昨年度の時も質問したが、計画策定の際の有識者会議については、実情を反映して設置されていると思うのだが、審議の内容など、出来るだけオープンに開かれた形での意見聴取を求めるので、その点ご検討をお願い申し上げます。</p>
議長 (会長)	<p>そのほか、質問、意見がないようなので、都市計画マスタープランの策定については、計画の検討段階において、当審議会にご報告を頂けるという事だったので、引き続き策定を進めて頂ければと思う。</p>
	終了

7 表決の数

意見照会第1号	11名全員意見なし
意見照会第2号	11名全員意見なし
諮問第1号	11名全員異議なし
諮問第2号	11名全員異議なし
諮問第3号	11名全員異議なし